平成２２年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目７番41号
債務者　上田三代子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
青森県八戸市大字大久保字生平44番地151、前住所青森県八戸市売市１丁目２番29号
債務者　荒屋　　恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
宮城県角田市角田字老ケ崎122番地　老ケ崎住宅33号
債務者　高橋　捷衛
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１２９号
宮城県白石市福岡長袋字山ノ下109番地５
債務者　木須　正昭
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３６０号
秋田県男鹿市船川港女川字鵜の崎146、住民票上の住所秋田市飯島字飯島水尻449番地２
債務者　船木寛治郎
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
千葉県館山市那古1676番地の４
債務者　岸　　美波（旧姓尾澤）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２２８号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2671番地３
債務者　蟻川　進也
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９７号
京都市西京区大枝東新林町１丁目１番地　14棟502号
債務者　古屋美智子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１８号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟1021
債務者　渡邉　康司
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１９号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３棟1021
債務者　渡邉　良江（債務発生時の姓小畑）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１７号
京都市東山区今熊野池田町６番地11
債務者　佐伯　周二
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１８号
京都市東山区今熊野池田町６番地11
債務者　佐伯　勝代
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２７号
京都市伏見区深草直違橋片町536番地　レジデンス菱屋101号
債務者　増田　佳子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４５号
京都市北区衣笠鏡石町25番地６
債務者　此田路美子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５１号
京都市東山区東大路松原上る２丁目玉水町76番地　釘谷彰枝方
債務者　釘谷眞知子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４００号
京都市山科区川田土仏２番地30
債務者　石川　直幸
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０１号
京都市山科区川田土仏２番地30
債務者　石川英美子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係